



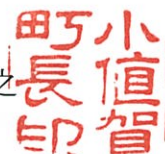
小値賀町公告第20号
3値建工第31号

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小値賀町財務規則（平成24年3月26日規則第1号）第110条の定めるところにより公告します。

令和3年 6月 18日

小値賀町長 西村 久之



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号：3値建工第31号
- (2) 工事名：町道野崎本線無電柱化工事（2工区）
- (4) 工事場所：長崎県北松浦郡小値賀町野崎郷
- (5) 工期：令和3年11月30日 限り
- (6) 工事概要：無電柱化工事 L=321m
○管路工 L=2,303m ○プレキャストボックス・ハンドホール工 N=12基

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 令和3年度長崎県入札参加資格者名簿の格付等級が土木工事業でBランク以上であること。
- (6) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

- (7) 一般競争入札参加申請書提出後に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、指名停止に関する報告書（様式5）を提出すること。

3. 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

名称：小値賀町建設課 建設管理班

住所：〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

電話：0959-56-3111 FAX：0959-56-4185 E-mail:kensetuka@town.ojika.lg.jp

4. 一般競争入札参加申請書の提出

- (1) 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

① 提出期限：令和3年7月13日（火） 16時00分

② 提出場所：小値賀町役場 建設課

③ 提出方法：窓口直接提出又は郵送

※郵送の場合は、提出期限までに必着。提出期限後に到着したものは受理しない。

- (2) 提出書類

① 建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可に係る通知等の写し

② 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

③ 同種工事の施工等実績調書（様式2）

④ 配置予定技術者に関する調書（様式3）

⑤ 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式4）

- (3) その他

① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された資料は、本工事の入札に関する事項の確認以外に使用しない。

③ 提出された資料は、返却しない。

④ 資料に関する問合せ先は、小値賀町役場 建設課

5. 入札参加資格の確認通知書の送付

本工事の入札参加資格の適否を審査し、下記により適格者・不適格者にそれぞれ通知する。

通知日：令和3年7月14日（水）

※上記通知日は最終通知日であり、申請者の申請書提出日により変わる。

6. 設計図書等の配布

① 配布期間：令和3年6月18日（金）～7月13日（火）まで

② 配布場所：小値賀町ホームページ又はメール

※メールの場合は閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。

7. 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、設計図書等質問書（様式6）を提出し、次に従うこと。

① 提出期限：令和3年7月5日（月） 16時00分

② 提出場所：小値賀町役場 建設課

③ 提出方法：FAX又はメールで提出のこと。質疑については1回にまとめ、質疑が無い場合も「質疑なし」の返答をすること。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次によるものとする。ただし、質問内容によってはその他の方法による場合がある。

① 回答期限：令和3年7月6日(火)まで

② 回答方法：FAX又はメールで回答する。

8. 入札辞退届

本工事の入札参加資格の適格者が入札を希望しない場合は、入札を辞退することができる。その場合、入札執行前までに入札辞退届(様式7)を提出するものとする。

① 提出場所：小値賀町役場 建設課

② 提出方法：窓口直接提出又は郵送とする。

9. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 町を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

10. 入札及び改札の日時及び場所

(1) 日時：令和3年7月16日(金) 13時00分

(2) 場所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1
小値賀町役場 3階第1会議室

※なお、入札当日の気象条件(大雨、大雪、台風接近等)から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては「入札会」から「郵便入札」に変更する場合がある。その場合、開札時刻までに到着しなかったものは、当該入札はなかったものとする。

11. 現場説明の日時場所

本工事は現場説明を行わない。

1 2. 最低制限価格について

本工事は最低制限価格を設定する。

※算定方法については別紙「建設工事における最低制限価格の取扱いについて」参照

1 3. 入札方法等

- (1) 入札書等は書面によるものとする。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状（様式8）を提出すること。
- (3) 入札書等の提出は、入札書・工事内訳書・封筒とし、各様式については小値賀町財務規則に定める様式とする。
- (4) 入札書提出時には、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。（工事費内訳書の合計金額と入札書の金額は一致すること。）

1 4. 入札の無効

小値賀町財務規則第116条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合は入札無効とする。

1 5. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

1 6. 落札者の決定方法

- (1) 小値賀町財務規則第111条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

1 7. 入札結果の公表

入札結果は、小値賀町ホームページ又は建設課窓口に掲載し公表するものとする。ただし、不落の場合は公表しないものとする。

1 8. 補則

上記に定めるもののほか、小値賀町財務規則（平成24年3月26日規則第1号）及び長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の定めるところによるものとする。

1 9. その他

入札参加者が契約締結までの間に各種契約からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

以上

建設工事における最低制限価格の取扱いについて（小値賀町）

本町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事をいう。」）の最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととし、試行します。

1. 対象工事

小値賀町が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事をいう。」）

2. 最低制限設計価格（税抜き）の算出

（1） 最低制限設計価格（税抜き。以下同じ）は、設計金額（税抜き。以下同じ）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、設計金額に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、設計金額に4分の3を乗じて得た額に満たない場合にあっては4分の3を乗じて得た額

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

（2） 特別なものについては、(1)にかかわらず、契約ごとに4分の3から10分の9までの範囲内で契約担任者の定める割合を設計金額に乗じて得た額

3. 数値の取り扱い

最低制限価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

4. 試行期間

令和元年5月1日以降に公告または入札執行通知する工事から適用し当分の間施行する。